

人権擁護委員に相談してみよう



あなたご自身やあなたのまわりに DV や職場でのパワーハラスメント、性差別などを受けている方はいらっしゃいませんか。また、お子さんがいじめにあったり、SNS のトラブルに巻き込まれたりしていることはありませんか。他者の迷惑行為や強圧的な態度、無視や仲間外れなどによって、あなたやあなた以外の方が平穏な生活を妨害されているとすれば、それは「人権」を侵害されている可能性があります。

あるいは、あなたが悩み苦しんでいることが「人権侵害」にあたるかどうかわからないこともあるかもしれません。人権擁護委員は、そのような場合でも、あなたの悩み事にじっくり耳を傾け、必要な助言をしたり、より専門的な相談機関へ橋渡ししたりすることができます。ひとりで悩みを抱え込まず、気軽に人権擁護委員にご相談ください。また、ご家族やご友人でそのような悩み事を抱えている方がいらっしゃいましたら、是非、「人権相談」をお勧めください。

人権擁護委員って何をしている人？

1 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間のボランティアです（人権擁護委員法）。様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮しようという考え方から人権擁護委員制度が設けられました。

人権擁護委員は約 14,000 人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されています。盛岡市にも現在、22 人の人権擁護委員が配置されており、人権にかかわる様々な活動を続けています。

2 人権擁護委員の主な活動

(1) 人権相談

平日の 9:00～16:00 相談担当者が盛岡地方法務局人権擁護課に待機し、面談や電話、インターネットで人権にかかわる相談に対応しています。一般的な人権相談・みんなの人権 110 番（0570 - 003 - 110）に加えて、女性の人権ホットライン（0570 - 070 - 810）、子どもの人権 110 番（0120 - 007 - 110）も設置しています。

上記の常設相談に加えて、以下のとおり、毎月 1 回、①都南総合支所、②玉山総合福祉センター、③カワトクデパートにおいて特設相談所を開設し、いじめや家庭内のトラブル、SNS の問題、パワハラや性差別、近隣とのトラブルなど様々な悩み事に対応しています。

（特設相談所：開催日時等）

- | | | |
|--------------------|--------|---------------|
| ①都南総合支所 1 階 | 第 2 金曜 | 12 時から 15 時まで |
| ②玉山総合福祉センター（渋民字泉田） | 第 2 水曜 | 10 時から 15 時まで |
| ③カワトクデパート（菜園一丁目） | 第 2 火曜 | 10 時から 15 時まで |

(2) 人権啓発活動

世界人権宣言や日本国憲法で人権の大切さが高らかに謳われるようになって 70 年以上が経過しましたが、まだ、世界各国や私たちの国では、多くの人々の人権が損なわれ、人々の意識にも人権の価値が十分に浸透していない現状があります。私たち人権擁護委員は、すべての人々が自分自身と他者の人権を尊重し合える社会のために以下のような啓発活動を行っています。

ア 幼稚園や保育園での啓発

小さいうちから「優しい心」や「思いやり」，「人権」を大切に感じる感覚や土壌が育まれることを目的として，紙芝居や人権体操，人権イメージキャラクター（まもるくん，あゆみちゃん）との交流などを行っています。



イ 人権の花運動

子どもたちが協力し合って花苗を育てることを通じて「命の大切さ」や「思いやりの心」を育てることを目的として，盛岡市と協力して，小学校を訪問し，一緒に植栽活動を行うとともに人権についてのメッセージを伝えています。



ウ 学校訪問

小学校や中学校を訪問し，校長先生と人権をめぐる地域や学校の状況や課題について意見交換するとともに，生徒に悩み事がある場合のSOSミニレターの活用，人権教室の活用などについて情報提供しています。また，中学校訪問時には，毎年実施される「全国中学生人権作文コンテスト岩手県大会」への作文応募につき協力をお願いしています。

エ 人権教室

小学校や中学校，高校が抱えているいじめや性差別，SNS でのトラブルなど，様々な人権上の課題につき，学校からの要請に応じて「人権教室」を実施しています。スマホやパソコン等，SNS にかかわる領域については，専門的な知識が必要とされるため，携帯電話会社と一緒に「スマホ・ケータイ安全教室」と連携した人権教室を実施しています。



オ 福祉施設訪問

社会福祉施設を訪問し，利用者等の人権にかかわる状況につき意見交換したり，人権擁護委員の活動について情報提供したりしています。

カ 街頭啓発

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことから，6月1日を「人権擁護委員の日」と定め，全国各地で街頭啓発活動が行われています。盛岡市では，毎年，肴町商工会の協力を得て街頭啓発をしたり，「おでって」「カワトク」に特設相談会場を設けたりして，相談に対応をしています。